

44. 鋼船規則R編及び関連検査要領における改正点の解説 (ヘリコプタ甲板の定義の見直し)

1. はじめに

2014年2月26日付一部改正により改正されている鋼船規則R編及び関連検査要領中、ヘリコプタ甲板の定義の見直しに関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2014年2月26日から適用されている。

2. 改正の背景

ヘリコプタ甲板を有する船舶にあつては、ヘリコプタ着陸の際の火災に備えるために適切な消火設備等が要求されている。この場合のヘリコプタ甲板とは、本会規則においては、ICSのガイドライン（Guide to Helicopter/Ship Operation）を参考に、ヘリコプタの着陸用又はウィンチング操作作用に船上に設けられた場所と定義しているが、2000年に改正されたSOLAS条約においてはヘリコプタ甲板にウィンチング操作作用の場所は含まれていない。

このため、SOLAS条約で規定されるヘリコプタ甲板の定義との整合を図るとともに、ヘリコプタ甲板に要求される消火設備に関する適用についてもSOLAS条約と整合させるべく、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりとなっている。

(1) 鋼船規則R編3.2.26において、ヘリコプタ甲板の

定義をSOLAS条約第II-2章3.26規則に規定される定義と整合するよう改めた。

従来の定義によれば、ヘリコプタの着陸用又はウィンチング操作作用に船上に設けられた場所はすべてヘリコプタ甲板と見做され、鋼船規則R編18章に規定されるヘリコプタ施設に対する特別要件が適用されていたが、本改正によって、定義上ヘリコプタ甲板に該当しないヘリコプタの着陸場所及びウィンチング操作作用の場所はヘリコプタ甲板とは見做されなくなる。

- (2) 鋼船規則R編18.2.1において、ヘリコプタ甲板を有しない船舶にヘリコプタが臨時もしくは緊急に着陸する又はウィンチング作業を行う場合には、SOLAS条約第II-2章第18.2.2規則に基づき鋼船規則R編10章に従って設けられた消火設備を使用する旨規定した。
- (3) 鋼船規則R編18.5.1はヘリコプタ甲板に備える消火設備を規定しているが、上記(1)のヘリコプタ甲板の定義によればウィンチング操作作用の場所はヘリコプタ甲板に含まれないことから、ウィンチング操作作用の場所に要求される泡放射器の規定を削除した。
- (4) 鋼船規則R編18.3.1、18.4.1及び18.6.1並びに鋼船規則検査要領R編R18.2.1、図R18.2.1-1.（日本籍船舶用）及び図R18.2.1-4.（日本籍船舶用）において、上記(1)のヘリコプタ甲板の定義と整合させるべく「ヘリコプタ着陸甲板」を「ヘリコプタ甲板」とする用語の修正を行った。

45. 鋼船規則R編及び関連検査要領並びに旅客船規則検査要領における改正点の解説 (固定式火災探知警報装置の設置等)

1. はじめに

2013年5月30日付一部改正により改正されている鋼船規則R編及び関連検査要領並びに旅客船規則検査要領（外国籍船舶用）中、固定式火災探知警報装置の設置等に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2013年5月30日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用されている。

2. 改正の背景

2012年7月1日以降に起工される船舶に設置される固定式火災探知警報装置は、2010年12月に開催された第88回海上安全委員会（MSC88）において採択された決議MSC.311(88)により全面改正された火災安全設備コード（FSSコード）第9章に規定されている要件に適合することが要求されており、本会は、同改正コードに対応するために既に規則改正を行っている。

一方、2012年6月29日付け国土交通省令第65号により改正された船舶消防設備規則第63条の3及び同